

令和8年度 第2回奈良県大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

1. 開催日時

令和8年4月30日(木) ①9:00~10:10 ②10:20~11:30

2. 開催場所

奈良県庁本庁舎5階第一会議室(大・東)

3. 出席者

審議会委員：井上会長、藤平委員、吉田(伸)委員、吉田(長)委員、石村委員

事務局：産業部 経営支援課 油谷主幹、鈴木係長ほか2名

事業者：①大黒天物産(株) 1名

泉州繊維産業(株) 1名

②大黒天物産(株) 1名

(株) エスパシオコンサルタント 2名

4. 議事次第・内容

(1) ①「ラ・ムー河合店」新設届出について

○諮問事項及び届出概要について(事務局より説明)

○指針への対応状況について(事務局より説明)

○事業計画について(設置者より説明)

○質疑応答(委員より質疑) ※次ページ参照

②「ラ・ムー橿原醍醐店」新設届出について

○諮問事項及び届出概要について(事務局より説明)

○指針への対応状況について(事務局より説明)

○事業計画について(設置者より説明)

○質疑応答(委員より質疑) ※次ページ参照

(2) 今後の審議会の開催予定について

●交通

- 審議会) 出入口 1 および出入口 2 について、出入口 1 を夜間使用不可、出入口 2 を夜間使用可とするとの説明があったが、日中の出入口 2 の扱いはどうするのか。
- 事業者) 夜間のみ利用とする運用は危険であると考え、出入口 2 については日中・夜間ともに使用可能とする。
- 審議会) 出入口 1 は必要なのか。不要であれば、従業員や荷さばき搬入業者等の関係者専用出入口とし、一般利用者の使用を制限すべきと考えるが、どのように考えているか。
- 事業者) 出入口 2 での混雑について地元住民も懸念している。このため、出入口 1 を入口専用とし、約 100 メートルの待機スペースを確保した上で待機させることで、混雑の緩和及び出入口 1 付近における車両と歩行者の交錯防止を図るものである。
- 審議会) 出入口 1 を一方通行とするのであれば、その旨が明確に認識されるような工夫が必要と考える。また、駐車場台数には余裕があるように見受けられることから、計画地西側の一面を歩行者専用の横断スペースとすることで、出入口 1 における交錯の機会は減少すると考える。検討されたい。
- 事業者) 承知した。

●騒音

- 審議会) 夜間の騒音レベル最大値について、予測地点 d 以外では規制基準を超過しているが、実際に影響を及ぼすと考えられる住居付近の予測地点では基準を超えていないこと、また敷地全体が高台に位置することを踏まえれば、基準超過であっても実質的な影響は小さいのではないか。
- 事業者) その通りである。騒音の影響が周辺住居に及ばないよう努める。
- 審議会) 騒音レベルは敷地基準で評価しているのか。
- 事業者) その通りである。
- 審議会) 高低差を考慮した測定は可能か。
- 事業者) 検討する。
- 審議会) 河合町から、音の出力の大きい機器を使用する場合は手続が必要との意見が出ているが、問題はないか。
- 事業者) 今後必要な手続を進める予定であり、問題はないと認識している。

●廃棄物

- 審議会) 産業廃棄物が発生する場合は適切な分別および処理を徹底すること。
- 事業者) 承知した。

●街並みづくり

審議会) 高台に設置されることによる景観上の圧迫感があると思うが、周辺住民から意見はあったか。

事業者) 周辺住民への聞き取りでは景観に関する大きな懸念は示されていない。一方で、計画地東側の調整池への転落防止についての要望があった。

審議会) 緑地はどのようなものを想定しているのか。

事業者) 中低木の植栽および芝生を想定している。

審議会) 交通安全の観点からも、単なる中木の植栽にとどまらず配慮すること。

事業者) 承知した。

審議会) 調整池についてはフェンスや出入口の状況はどうか。また、ごみの不法投棄が懸念される。

事業者) フェンスを設置する予定であり、出入口は維持管理用として設ける。不法投棄防止についても対策を講じる。

●照明及びその他

審議会) 照明器具について、上方向への照射はないのか。

事業者) 下向き照明とする予定である。

審議会) 照度分布上、店舗南側の夜間は暗くなると考えられるが、どうか。

事業者) 暗くなる想定である。

審議会) 防犯上の問題が生じるのではないか。

事業者) 低照度の照明設置等を検討しているが、周辺に倉庫や農地もあることから慎重に検討している。

審議会) 犯罪利用や、高台であることから転落事故への配慮も必要である。

事業者) 承知した。

審議会) 夜間営業に伴う照明の明るさについて、周辺住民への影響はないのか。

事業者) 営業開始後に問題が生じた場合は照明の調整が可能であり、住民からの意見を踏まえ適宜対応する。

●審議結果

- ・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

- ・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。
- ◎大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。
- ◎駐車場内外における来退店車両の誘導を安全かつスムーズに行うとともに、周辺交通に影響が生じないように、交通誘導員の配置や来退店経路の周知徹底等、特段の配慮をされたい。
- ◎店舗周辺において、住居や通学路があることから、安全面への配慮及び生活道路への来退店車両の流出入、店舗営業に伴う騒音や光害等の影響が出ないように、十分に配慮をされたい。
- ◎青少年の健全育成の観点から、青少年のたまり場にならないよう留意するとともに、周辺の生活環境保持のため、夜間における防犯に努められたい。
- ◎開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。
- ◎河合町からの意見に十分配慮し必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

以上

●交通

審議会) 建物配置図及び1階平面図上、出入口から入ってすぐ左側に駐車場があるが、車両で詰まらないよう配慮する必要があることから、計画地東側に設置予定の駐輪場と入れ替えても良いのではないか。

事業者) 車両と自転車の来店動線を分ける意図から、駐輪場は現状の配置としている。ただし、出入口すぐ左側の駐車場については従業員が使用することや、駐車台数に余裕があることから、カラーコーンの設置などを検討する。

審議会) 安全面の観点から場内を一方通行とし、出入口付近の路面標示などを分かりやすくすべきである。

事業者) 開店後の状況を踏まえ、検討する。

審議会) 本店舗の場合、出入口を大きく取る必要はない。安全確保の観点から、出入口を過剰に設けると駐車場や出口への誘導が困難となる。この点も考慮されたい。

事業者) 承知した。

審議会) 荷さばき搬入車両の動線について、出入口から入り直進した後、バックして荷さばき施設前まで移動するとの認識で問題ないか。

事業者) その通りである。バックする際の道路幅はできる限り確保する。

審議会) 荷さばき搬入車両の退店時の動線はどのようになるか。

事業者) 直進して迂回し、出入口から退出させる予定である。

●騒音

審議会) 廃棄物収集の時間帯はどのように計画しているか。

事業者) すべて昼間に実施する予定であり、朝方や夜間には実施しない。

●廃棄物

審議会) 廃棄物保管施設はどこに設置するのか

事業者) 1つ目は施設内、2つ目は施設外に設置する予定である。

審議会) 1つ目と2つ目の違いは何か。

事業者) 店舗内に食品加工場は設置せず、生ゴミ量も少ないため、1つ目の施設だけで対応可能であると想定しているが、大規模小売店舗立地法の指針上の規定の容量を確保できていないことからさらなる容量確保が必要であるため、2つ目を設置する。

●街並みづくり

審議会) 緑地はどこに設置する予定か。

事業者) 計画地西側及び南側に設置する予定である。

審議会) 緑地はどのようなものを予定しているのか。

事業者) 芝生を中心とした緑地を予定している。

審議会) 計画地周辺にフェンスなどを設置する予定か。

事業者) 南側にはガードパイプ、西側には目隠しフェンス、北側及び東側には高さ 90cm のメッシュフェンスを設置する予定である。

審議会) フェンスの色はどのようなものを予定しているか。

事業者) 白色を予定している。

●照明及びその他

審議会) 照明器具の向きはどうなっているか。

事業者) 建物壁面側に向ける予定であり、一部光が漏れる場合がある。

審議会) 店名を目立たせる意図もあるのか。

事業者) その通りである。

審議会) 荷さばき施設は 22 時以降使用しないのか。

事業者) その通りである。

審議会) 照度分布上、荷さばき施設周辺は夜間 0 ルクスとなり暗くなるが、防犯上問題はないか。

事業者) 一般利用者が使用する場所ではない。夜間は照明の明るさをできるだけ抑える要望が住民からあり、その通り計画している。また計画地西側の照明については、防犯上の観点から住民の要望により設置している。

審議会) 住民意見として、計画地北側道路に関して、交通量調査の実施、通行防止の注意看板設置、住民説明会の開催を求める声があるが、どのように対応するか。

事業者) 当該道路は生活道路であり、また計画地西側に出入口を設けていないため、通行経路として設定していない。不特定多数が当該道路を使用しないよう周知して対応する。また、意見のある住民には個別に対応する。

●審議結果

- ・大規模小売店舗立地法第4条に定める「指針」への対応状況及び周辺地域の現況を勘案して評価したところ、当該届出店舗の出店にかかる周辺の地域の生活環境への影響について、同法上、特段の問題はないものと認められるので、その旨答申する。

- ・しかしながら、現在及び将来においても周辺地域のよりよい生活環境を保持するため、指針への対応状況を勘案して、以下の意見を付記する。
- ◎大規模小売店舗立地法第10条に基づき、店舗の周辺地域の生活環境の保持に配慮されたい。
- ◎駐車場内外における来退店車両の誘導を安全かつスムーズに行うとともに、周辺交通に影響が生じないように、交通誘導員の配置や来退店経路の周知徹底等、特段の配慮をされたい。
- ◎店舗周辺において、住居があることから、安全面への配慮及び生活道路への来退店車両の流入、店舗営業に伴う騒音や光害等の影響が出ないように、十分に配慮をされたい。
- ◎青少年の健全育成の観点から、青少年のたまり場にならないよう留意するとともに、周辺の生活環境保持のため、夜間における防犯に努められたい。
- ◎開店後も周辺地域住民等から周辺交通、騒音など生活環境に関わる苦情等があれば誠実に対応し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。
- ◎檀原市及び住民からの意見に十分配慮し、必要な対策を講じるなど解決を図られたい。

以上